

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和8年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
旭川地方法務局 稚内支局	利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇
〃	利尻郡利尻富士町鬼脇字二石
〃	利尻郡利尻富士町鬼脇字野中
〃	利尻郡利尻富士町鬼脇字鯨泊